

注記：本論考は日本国際問題研究所領土・主権・歴史センター東アジア史研究会委員の見解であり、日本国際問題研究所の見解を代表するものではありません。

## 中国の各国との関係正常化とその形式：中華民国の位置付けをめぐって

三宅康之  
(関西学院大学)

### はじめに

1949年10月、中華人民共和国建国直後の政治外交課題は大別して2つ存在した。すなわち、国民政府との内戦継続と諸外国との関係樹立である。後者について、中国は非社会主義各国については「相互承認即国交樹立」という国際法上の慣習に則らず、中国の要求・主張を通すため、承認国に北京での事前交渉を求めた。その際の要件のひとつは中華民国の位置付けをめぐらる問題であった。ではその際、中国側・各承認国は中華民国ないし国民政府をどのような表現で呼称し、位置付けていたのか。そうした要求・主張、表現は当初から一貫していたのか、双方で共有されていたのか、時期により変化していったのか。これらの疑問を解明するため、主に中国側の一次文書に基づき50年代の国交樹立事例を通観する。

#### ・建国直後

差し当たり1950年6月の朝鮮戦争勃発までを建国直後と呼んでおく。非社会主義国で最初に中国承認を公表したのはビルマであった(49年12月16日)。臨時憲法と目される共同綱領には言及があったものの、この時点で中国が実際に国交樹立交渉を要求すると想定したものは皆無であった。ビルマ側の承認通告は国民政府との断交に触れなかったが、中国側の回答は「貴国政府と中国国民党反動派の残余の関係断絶後」北京での交渉を経て国交を樹立する、と事前の断交を中国との国交樹立の前提とするものであった。

最初に国交樹立交渉のテーブルに着いたのは2番目に中国承認に踏み切ったインドであった。事前に国民政府との断交を通告していたインドに対し、中国側は、中国が「国民党の各種機構と中国資産」の継承権を有すると認めること、国連代表権問題で中国を支持することを要求した。これらの論点で中国側が満足すれば外交使節の交換に関する協議に移り、相互のアグレマンが出された後、国交樹立に関する共同声明が発表されるに至る、という二段階のプロセスがパターン化し、その後並行して進められた各国との交渉においても、繰り返された。その際の中国側の要求、表現は統一されていた。各国は中国側の表現を取らなかったが、「前国民政府」という呼称を用いるのが一般的であった。なお、インドネシアやフィンランドのように、中台いづれとも外交関係がなく、国連に未加盟だった国については例外的に交渉せずに意思表示のみで国交樹立に至ったケースも存在した。

#### ・朝鮮戦争期

パキスタンが唯一の事例であるが、同国が国民政府と断交し、国連の諸問題では中国批判に加わらなかったことから友好的と評価され、交渉も外交使節の交換協議から入った例外的事例である。パキスタン側は「台湾を基地とする国民政府」「台湾の蒋介石政府」など独特の表現を使っていたことが確認された。

#### ・朝鮮戦争後の平和攻勢期

便宜的に1955年4月のバンドン会議までの時期に関して、ジュネーブ会議の機会を利用したイギリス、ノルウェー、オランダに加え、アフガニスタンが該当する。表現は建国直後と変わっていない。

・バンドン会議後

ネパール、スリランカ、カンボジアのほか、エジプトを筆頭とする中東アフリカ諸国との関係樹立が見られた時期である。具体的にはシリア、イエメン、イラク、モロッコ、スーダン、アルジェリア、ギニアがこの時期に国交樹立に至っている。史料から判明するのはネパールが「前国民政府」、スリランカが「国民党政府」、エジプトが「台湾政府」という呼称を用いていたことである。

おわりに

50年代を通じて国交樹立に関する共同声明は簡素で、中華民国にも台湾にも触れていないため、共同声明から判断はできない。バンドン会議後の事例については報告者が断片的にしか史料を得られなかったため事前交渉の過程が不詳であり、確たる判断ができない。こうした限界はあるものの、史料を得られたバンドン会議以前について通観できたこと、その結果、中国側の表現に一貫性があったこと、『人民日報』や台湾海峡危機前後の外交部声明で見られる「残匪」「売国奴」といった侮蔑的表現が外交交渉では用いられていなかったことなどが判明したことは一定の意義があると言えよう。

一方、国交樹立外交の変遷について得られた収穫は大きかった。今回は力が及ばなかったが、当時の対日政策と突き合わせて再検討すれば新たな知見が得られる見込みは高い。今後も中国をめぐる国交樹立外交の解明に取り組む意義は十分にあると言えよう。